

東山行政区 役員の選出についての内規

1 借家のみで組を設置している場合の特例について

- (1) 弥栄A、弥栄B、東明及び宝栄の各地区は、区三役、区議員、大組長 運営規約第5条に規定する各種団体（体育委員会、文教委員会、市民祭り委員会、東山囃子保存会）の役員選出を特例として免除し、組長の役職で、各事業に協力するものとする。
- (2) P T A、及び子供にかかわる役職は、特例扱いとしない。
- (3) 神社総代は、本内規に準じ選出を免除することが望ましい。

附則

1. この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 1 月 23 日 区議員会決定)
2. この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
なお、弥栄会の役員輪番表は、平成 24 年度はそのままとし、平成 25 年度から組み入れるものとする。
(平成 24 年 1 月 26 日 区議員会決定)

※借家のみ組

- ①弥栄A—6（岡本マンション）12 世帯
- ②弥栄A—8（パーシモンいやさか）18 世帯
- ③弥栄B—9（リアンヒロ 23 年 3 月）20 世帯
- ④東明 7（水野マンション仮称 24 年 4 月）27 世帯